

○厚生労働省令第九十四号

生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第三項及び第六条第一項の規定に基づき、生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令

生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>附則 第三条 (略)</p> <p>(生活困窮者住居確保給付金に関する暫定措置)</p> <p>第四条 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)に伴う経済情勢の変化に鑑み、当分の間、第十条第五号の適用については、同号中「公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指した求職活動」とあるのは、「誠実かつ熱心に求職活動」とする。</p>	<p>附則 第三条 (略)</p> <p>(新設)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。